

事 務 連 絡
令和4年（2022年）8月17日

各高齢者施設の長 様

山口県新型コロナウイルス感染症対策室長
山口県健康福祉部長寿社会課長

新型コロナウイルス感染症に係る医療機関・保健所からの証明書等の取得
に対する配慮について

平素から本県の新型コロナウイルス感染症対策に格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症については、新規感染者数がこれまでで最も高いレベルを推移し続けており、医療提供体制への影響も含め最大限の警戒感をもって注視していく必要があります。

こうした中、国において、「病床、診療・検査医療機関のひっ迫回避に向けた対応」が決定されるとともに、経済団体等に対し、医療機関や保健所の負担軽減を図るため、療養開始時や療養期間解除後又は濃厚接触者の待機期間の終了後に改めて検査結果の証明を求めることがないよう、要請が行われたところです。

つきましては、貴施設におかれましては、上記決定及び要請の趣旨を踏まえ、下記の事項について御理解いただきますようお願い申し上げます。

記

1 従業員又は生徒等（以下、「従業員等」という。）が新型コロナウイルス感染症に感染し、自宅等で療養を開始する際、当該従業員等から、医療機関や保健所が発行する検査の結果を証明する書類を求めないこと。

やむを得ず証明を求め必要がある場合であっても、真に必要な限り、医療機関や保健所が発行する書類ではなく、従業員等が自ら撮影した検査の結果を示す画像等や、自ら My HER-SYS で取得した療養証明書（ログイン後、ただちに取得可能。別添参照）等により、確認を行うこと。

2 従業員等が新型コロナウイルス感染症に感染し、療養期間（※）が経過した後に、

改めて検査を受ける必要はないこととされていることを踏まえ、当該従業員等が職場や学校等に復帰する場合には、検査陰性の証明書等の提出を求めないこと。

※ 有症状の場合は10日間、無症状の場合は7日間。

- 3 従業員等が保健所から新型コロナウイルス感染症の患者の濃厚接触者と認定され、待機期間が経過した後に、職場又は学校等に復帰する場合には、検査陰性の証明書等の提出を求めないこと。

ただし、当該従業員等が抗原定性検査キットによる検査により待機期間を短縮する場合に、その検査結果を画像等で確認することは差し支えない。

- 4 従業員等以外の者（顧客や来訪者などを想定）に対して、新型コロナウイルス感染症の感染の有無を確認する必要がある場合には、可能な限り、自ら My HER-SYS で取得した療養証明書（感染していることを確認する場合に限る）や抗原定性検査キットにより自ら検査した結果等で確認を求めるとし、真に必要な限り、医療機関や保健所から発行された療養証明書（紙）の提出を求めないこと。

※ 今般の急速な感染拡大の中、当面の間、保健所等における療養証明書の申請の受付を一時中止し、地域の感染状況に応じて業務を再開することとして差し支えない取扱いとしている。

新型コロナウイルス感染症対策室：有行、長井
TEL 083-933-2490
E-mail:corona@pref.yamaguchi.lg.jp